

会 員 各 位

盛夏の候、会員の皆様にはますますご清祥のことと思います。また、日頃から当協会事業の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会の会費については、平成 20 年改定以来 15 年が経過しましたが、このたび別添説明資料記載のとおり、会費規程の改定を5月の定期総会議案として提案し承認をいただきましたので、改定後の会費規程を送付いたします。なお、令和 7 年 4 月から施行することとしましたので、令和 7 年度の会費から適用させていただきたく存じます。

また併せて看護部長会、薬剤部長会の会費につきましても、事務長会会費と同額に改定させていただくことを6月の各部長会総会で提案させていただき、それぞれ承認をいただきましたので、改定後の運営規定を送付いたします。

医療機関の経営環境がますます厳しい折、大変心苦しい限りですが、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月 19 日

(一社) 神奈川県精神科病院協会
会 長 山 口 哲 顕

第4号議案

一般社団法人神奈川県精神科病院協会会費規程の改定について

令和6年5月

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会

現行の正会員会費は、次のとおり会費規程に基づき納付いただいています。

- ① 正会員基本会費 年額100,000円（賛助会員は30,000円）
- | | |
|-------|--------------------------|
| 6年度予算 | 56病院×100,000円＝5,600,000円 |
| | 6病院×30,000円＝180,000円 |
| 合計 | 5,780,000円 |
- ② 病床数割会費 毎年度4月1日現在の精神科許可病床数により、年額1病床500円に許可病床数を乗じた金額
- | | |
|-------|-------------------------|
| 6年度予算 | 11,873床×500円＝5,936,500円 |
|-------|-------------------------|
- ①と②の合計 11,716,500円

この正会員会費については、社団法人であった平成20年4月1日から同額であり、昨今の物価高騰により、6年度予算では370万円程度の赤字を見込むこととなっています。幸い5年度決算では、60周年記念事業の祝金等により240万円程度の赤字に留まったが、歳出削減も限界に来ており、厳しい運営状況となっているため、次のとおり会費規程の改正をお願いしたい。

- 1 基本会費について、正会員基本会費 年額100,000円を130,000円に改定する。
(賛助会員は30,000円のまま据え置き)
56病院×100,000円＝5,600,000円
→ 56病院×130,000円＝7,280,000円 (1,680,000円の増)
- 2 病床数割会費について、年額1病床500円を800円に改定する。
11,873床×500円＝5,936,500円
→ 11,873床×800円＝9,498,400円 (3,561,900円の増)
- 3 各部長会の会費について、事務長会は5,000円、看護部長会、薬剤部長会は3,000円が現行だが、オンラインとのハイブリッド形式での研修会の開催等により会場借上げ経費が高くなり、各部長会での経費に差がないことから、看護部長会、薬剤部長会の会費を5,000円と改定し、運営規定の改正を各部長会総会に諮っていきたい。
- 4 改定時期について
令和7年度予算に反映することとし、令和7年度の各会費から適用したい。

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会費規程

改定案（令和6年5月28日）

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会定款第9条の規程に基づく会費を次のとおり定める。

（種類）

第1条 本会正会員の会費は、正会員基本会費及び病床数割会費を合計したものとし、賛助会員の会費は、賛助会員基本会費とする。

（正会員基本会費）

第2条 正会員基本会費は、一律年額~~100,000~~円130,000円とする。

（正会員病床数割会費）

第3条 病床数割会費は、当該病院の精神科許可病床数により、年額1病床~~500~~円800円に許可病床数を乗じた金額とする。

2 前項の精神科許可病床数は、毎年度4月1日現在の許可病床数によることとする。

（賛助会員基本会費）

第4条 賛助会員基本会費は、年額30,000円とする。

（中途入会による会費）

第5条 年の中途での入会による会費は、入会の時に本条に定める会費を納入するものとする。

（会費の納入期限）

第6条 会費の納入期限は、毎年度6月末日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。